平成２７年（フ）第１１４９号
横浜市金沢区六浦南４丁目20番４－809号、住民票上の住所相模原市緑区相原２丁目13番30号
債務者　荒井　聰介
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２１５号
横浜市青葉区市ケ尾町1832番地１　ブランズ市が尾ガーデン114
債務者　長岡ひとみ（旧姓江川・金丸）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０５号
横浜市緑区北八朔町2044番地　サンテラス２－102号
債務者　関　　明夫
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０６号
横浜市緑区北八朔町2044番地　サンテラス２－102号
債務者　関　ひろみ
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５４４号
神奈川県藤沢市弥勒寺513番地の39　ウインベルソロ藤沢第６　112号
債務者　戸倉　栄二
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８２号
静岡県磐田市草崎1041番地３
債務者　小幡　哲也
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月５日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７２０号
東京都町田市高ヶ坂３丁目37番Ｃ２－56号
債務者　朝倉　妙子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３５０号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目18番28号　マンションＴＭ　２Ｄ
債務者　村田　剛一
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２１０号
奈良県生駒郡三郷町勢野東１丁目５番23－310号、開始決定時の住所奈良県橿原市北妙法寺町530番地の２
破産者　宮田　昌三
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
奈良県香芝市五位堂５丁目116番地１　メゾン・ド・ブリズＢ－２号
破産者　サクセスこと　佐古　昌信
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２２０５号
札幌市西区八軒10条西２丁目２番４号　ラポール八軒201号
破産者　久保田貴之
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３号
札幌市豊平区西岡２条２丁目７番１－401号、開始決定時の住所北海道北広島市大曲柏葉５丁目４番地３
破産者　小野寺徹洋
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２８１号
さいたま市西区三橋６丁目121番地５
破産者　野村　泰民
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
新潟市中央区笹口３丁目２番地７　ダイアパレス笹口３丁目303号、開始決定時の住所新潟市江南区稲葉１丁目４番６号
破産者　大倉　建三
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３９号
新潟市江南区亀田向陽２丁目５番49号　サンアベニューＩ　103号、開始決定時新潟市江南区稲葉１丁目４番７号
破産者　斉藤　法昭
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３６号
新潟市西蒲区福井663番地
破産者　山口　邦彦
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部